

調 査 対 象 及 び 調 査 事 項

ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット附随サービス業について

1. 調査対象

- (1) **ソフトウェア業の調査対象**は、主たる業務として電子計算機のプログラム(受注ソフトウェア、ソフトウェア・プロダクツ[業務用パッケージソフトウェア(箱等にパッケージングされているソフトウェア)、組み込みソフトウェア、ゲーム用ソフトウェア])の作成及びその作成に関する調査、分析、助言などのサービス、インターネット・ホームページの制作等の業務を行っている事業所である。
- (2) **情報処理・提供サービス業の調査対象**は、主たる業務として①電子計算機を使用して委託された計算を行うサービス、ASP、SaaS(いずれも自社で制作から販売まで一貫して行うもの)、②ユーザーの情報処理システム、電子計算機室などの管理運営サービス、③各種(不動産情報、気象情報、科学技術情報など)のデータを収集、加工、蓄積し情報として提供するデータベースサービス、④市場調査、世論調査などの各種調査サービス、⑤電子計算機用のデータ媒体にデータを書き込むサービスなどの業務を行っている事業所である。
- (3) **インターネット附随サービス業の調査対象**は、主たる業務としてインターネットを通じて、通信及び情報サービスに関する事業を行う事業所であって、他に分類されない以下の事業を営む事業所が調査の対象となる。
 - ①ポータルサイト・サーバ運営業務
ウェブ情報検索サービス、インターネット・ショッピング・サイト運営、インターネット・オークション・サイト運営などの主としてインターネットを通じて、情報の提供や、サーバ等の機能を利用させるサービス
 - ②コンテンツ配信業務
ソフトウェアの作成を行わず、インターネット上で映像、音楽、オンラインゲーム等を配信するサービス
(不動産情報、気象情報及び経済情報等の情報を収集・加工し、情報の提供を行うサービスは、情報処理・提供サービス業の対象となる。また、ホームページの制作から配信までを行う場合は、ソフトウェア業の対象となる)
 - ③アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ業務
ASP業務のうち、他の企業から購入したオフィス・アプリケーションを複数の利用者にネットワーク経由で提供し、対価として利用料を徴収するサービス
(ソフトウェアの作成から一貫して行うものは、情報処理・提供サービス業の対象となる)
 - ④サーバハウジング業務、サーバホスティング業務
保有するサーバ等の一部又は全部をインターネットを通じて賃貸すること及び当該サーバの管理等を行うサービス、又は、顧客側が用意したサーバ等を設置する場所の賃貸及び当該サーバの管理等を行うサービス
(従来型のバッチ処理による計算処理等は、情報処理・提供サービス業の対象となる)
 - ⑤その他の業務
インターネットを利用する事業等をサポートするサービス業務(広告のためにインターネット上に場所を提供している広告媒体等のポータル事業及び課金・決済・回収代行等のプラットフォーム事業等)

なお、次のような業務を行う事業所は、本調査の対象としていない。

- ①他の事業所が開発したソフトウェアプロダクツの販売のみを行っている事業所
- ②自企業のための社内業務として、ソフトウェア業務又は情報処理・提供サービス業務を行っている事業所
- ③他産業を主業としているもの(公認会計士事務所、情報記録物製造業、ニュース供給業、興信所、観光案内業、経営コンサルタント業)

- ④カスタマサービス業務、機器等の保守業務
- ⑤商品を仕入れてインターネットを利用して通信販売を行う業務(ただし、ダウンロードによるソフトウェア、映像コンテンツ等の販売は、「インターネット附随サービス業」の対象)
- ⑥インターネット専門銀行
- ⑦インターネット広告業
- ⑧インターネット・ホームページのデザインをする事業所
- ⑨ISP(インターネット・サービス・プロバイダ)

2. 調査事項

- (1) **事業所数**は、調査結果(平成 27 年 7 月 1 日現在)の母集団数である。

事業所のうち、「**単独事業所**」とは、他の場所に同一経営の本社・本店や支社・支店、営業所などを持たない事業所。
「本社」とは、他の場所に同一経営の支社・支店、営業所などがあり、それらのすべてを統括している本社・本店の事業所。
「支社」とは、他の場所にある同一経営の本社・本店の統括を受けている支社・支店、営業所などの事業所。

なお、**該当事業所数**とは、当該項目に記載のあった事業所数をいい、事業所数の内数である。調査事項によっては複数の項目に記載している事業所が存在しているため、事業所数を「該当事業所数」で表記している。

- (2) **経営組織別**は、法律の規定により法人格を認められて事業を営むもののうち、株式会社、有限会社、合同会社、合資会社及び合名会社は「**会社**」、前記以外のものは「**会社以外の法人・団体**」(外国に本社・本店がある外国の会社を含む。)である。また、「**個人経営**」は個人で事業を営んでいるものである(個人による共同経営の場合を含む。))。
- (3) **資本金額(又は出資金額)**は、平成 27 年 7 月 1 日現在で払込済みの資本金又は出資金の額。
- (4) **従業者数**は、平成 27 年 7 月 1 日現在の数値。

- ①**従業者数**とは、事業所に所属している者で、当該業務(ソフトウェア業務、情報処理・提供サービス業務又は、インターネット附随サービス業務をいう。)以外の業務の従業者及び、他の会社(企業)など別経営の事業所へ出向・派遣している者又は、下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている者(送出者)を含み、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている者又は、下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている者(受入者)を含まない。

雇用形態別項目区分は、以下のとおりである。

ア 「個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者」

- a 「**個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者**」のうち、**個人業主(個人経営の事業主)**とは、個人経営の事業主(共同経営者を含む。)で、実際にこの事業所に従事している者。**無給の家族従業者**とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している者。
- b 「**有給役員**」とは、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬や給与を受けている者。
- c **常用雇用者**とは、「一定の期間を定めずに雇用されている者、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている者」又は「平成 27 年 5 月と 6 月にそれぞれ 18 日以上働き、平成 27 年 7 月 1 日現在も雇用されている者」で、「一般に正社員、正職員と呼ばれている者」、「パート・アルバイトなど」に区分される。
- ・「**一般に正社員、正職員と呼ばれている人**」とは、常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員と呼ばれている者。
 - ・「**パート・アルバイトなど**」とは、「一般に正社員、正職員などと呼ばれている人」以外で「嘱託」、「パート」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている者。契約社員もここに含まれる。
 - ・「**就業時間換算雇用者数**」とは、「パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数。

ｄ「**臨時雇用者**」とは、常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者又は、日々雇用されている者。

イ「**総計のうち、別経営の事業所に派遣している人**」とは、事業所の従業者(2.(4))のうち、他の会社など別経営の事業所に出向・派遣している者又は、下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている者。

②「**総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人**」とは、当該事業所に他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている者又は、下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている者(受入者)。

(5) **事業従事者数**は、平成 27 年 7 月 1 日現在の数値。

事業従事者数とは、事業所の従業者(2.(4))から「別経営の事業所に派遣している人」を除き、「別経営の事業所から派遣されている人」を含めた人数の計。

① **主たる業務の部門別事業従事者数**は、主たる業務(ソフトウェア業務、情報処理・提供サービス業務又は、インターネット附随サービス業務のうち年間売上高が最も多い業務をいう。)に従事する下記の部門別の事業従事者数をいう。

ア「**管理・営業部門**」とは、一般に、総務、人事、経理、予算、営業などの業務及び主たる業務の受注契約、委託者の意向の自社内の各部門への伝達、成果物の納品などの業務に従事する者。

イ「**企画部門**」とは、新たなサービスやビジネスモデルの企画、既存サービスの改善等の業務に従事する者。

ウ「**システムエンジニア**」とは、システムプランナー又はシステムアナリストとも呼ばれ、主にシステムの分析から設計まで行い、システム設計書を取りまとめる業務に従事する者。

エ「**プログラマ**」とは、システム設計書により、プログラムの設計及び作成の業務に従事する者。

オ「**研究員**」とは、エコノミスト、アナリスト、その他の調査研究プロジェクトなどの業務に従事する者。

カ「**ユーザーサポート**」とは、サービス利用者からの問い合わせ等への対応業務に従事する者。

キ「**その他**」とは、前記以外の部門に従事する者。例えばオペレータ、キーバンチャー、資料収集、市場調査、世論調査、コンサルティングなどの業務従事する者は、ここに含まれる。

②**うち、別経営の事業所から派遣されている人**は、上記部門別事業従事者数のうち、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている者又は、下請けとして働いている者。

(6) **年間売上高**は、平成 26 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの1年間又は、調査日に最も近い決算日前の1年間に得た事業所全体の売上高及び業務別(「ソフトウェア業務」、「情報処理・提供サービス業務」、「インターネット附随サービス業務」及び「その他業務」)の売上高で、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高(事業収入額)に消費税額を含めた金額。したがって、当該年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入は含まない。

なお、本社・支社(営業所)間及び支社(営業所)相互間の企業内取引によるサービス提供については、提供価格若しくは振替仕切額(提供価格若しくは振替仕切額がない場合は、そのサービス提供原価)を当該年間売上高とする。

また、業務別の「ソフトウェア業務」、「情報処理・提供サービス業務」及び、「インターネット附随サービス業務」には、コンピュータハードウェア、関連機器、サプライ製品などの販売高(売上高)は含まず、「その他業務」及びその内訳の「卸売・小売業」の売上高としている。

(7) **業務種類別**の区分は、以下のとおり。

〈ソフトウェア業務〉

①「**受注ソフトウェア開発**」とは、特定のユーザーからの受注により、新たに開発・作成するオーダーメイドのソフトウェアをいい、システムインテグレーションサービスや保守業務も含まれる。また、情報処理サービス業者が受託計算業務のために開発・作成するソフトウェア及び契約先に出向いてソフトウェアを開発・作成する場合や、プログラム作成を含むインターネットホームページの制作受注、SEO対策も含まれる。

②**ソフトウェア・プロダクツ**とは、不特定多数のユーザーを対象として、開発・作成するイーजीオーダー又はレディメイドのソフトウェアをいい、「業務用パッケージ」、「ゲームソフト」及び「コンピュータ等基本ソフト」に区分される。

なお、他の企業で開発されたものであっても、自社ブランド名で販売する場合は含まれる。

ア **「業務用パッケージ」**とは、企業や官庁などで業務用に使用されるソフトウェアプロダクツをいう。

イ **「ゲームソフト」**とは、家庭用テレビゲーム、パソコン用ゲーム、携帯用ゲーム(単体で内蔵チップのみで起動するものを除く)等のゲームソフトの開発・作成などを行う業務をいう。

ウ **「コンピュータ等基本ソフト」**とは、コンピュータシステムを管理し、基本的なユーザー操作環境を提供するソフトウェアをいう。家電製品等の組み込みソフトはここに含まれる。

〈情報処理・提供サービス業務〉

①**「情報処理サービス」**とは、オンライン情報処理、オフライン情報処理、ASPサービス(アプリケーション・サービス・プロバイダー:ソフトの作成から一貫して行うものに限る)、情報処理コンサルティングサービス(IT関連投資に係る企画コンサルティングのみ)などをいう。

②**「システム等管理運営受託」**とは、ユーザーの情報処理システム、電子計算機室などの管理運営を受託するサービス業務をいう。ここにはオペレータ、キーパンチャーなどを契約先に派遣して運営する場合も含めるが、労働者派遣法^(注)上の労働者派遣に該当するものは、「その他業務」の「サービス業務」に含まれる。

なお、システムの構築を含めて一括受託した場合は、基本的にはそれぞれの業務に分割するが、分割できない場合はこの業務に含める。

(注)労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号)

③**「データベースサービス」**とは、コンピュータに各種データを収集、加工、蓄積し、要求に応じて情報として提供する業務をいい、「インターネットによるもの」及び「その他」に区分される。

ア **「インターネットによるもの」**とは、インターネット経由でのデータベースの提供業務をいう(提供情報の収集・加工・提供を行うものに限る)。

イ **「その他」**とは、インターネット経由によらないオンラインでの提供業務及び磁気テープ、CD-ROMなどのパッケージメディアによる提供業務をいう。

④**「各種調査」**とは、シンクタンク業務、コンサルティング(情報処理コンサルティングサービスを除く)、市場調査、世論調査、経済調査などの業務をいう。

⑤**「その他」**とは、キーパンチなどのデータ入力、情報サービス業務に係わる講習会・教育訓練の講師などの人材派遣料収入(労働者派遣法に基づく派遣契約によるものを除く)、その他上記①～④以外の情報処理・提供サービス業務をいう。

〈インターネット附随サービス業務〉

①**「サイト運営業務」**とは、一般利用者や会員向けの総合サイト、専門サイト(検索サイト、ショッピングサイト等)を運営し、一般利用者等が当該サイトを視聴した頻度(アクセス回数)等を活用して広告料やスポンサー料等の収入を得る業務をいう。サイト内の有料サービスの利用による利用料収入、ショッピングモールサイトへの登録料・利用料収入を得る業務もここに含める。

②**「コンテンツ配信業務」**とは、販売コンテンツの制作を行わずに他の会社から仕入れてインターネット上で映像、音楽、オンラインゲーム等を配信し、登録料、利用料を得る業務をいう。

③**「ASP 業務」**とは、他の会社から購入したオフィスアプリケーションソフトをネットワーク経由で利用者向けに貸与・提供し、対価として利用料を徴収するサービス業務をいう。

④**「セキュリティサービス業務」**とは、セキュリティ設計やアクセス制御、ネットワーク監視等を行い、ウィルスや不正アクセスから顧客ネットワークを守るサービスを提供する業務をいう。

- ⑤「**サーバハウジング業務**」とは、顧客側が用意したサーバ等によりインターネットを通じて通信及び情報サービスに関する業務を行うための当該サーバ等を設置する場所の賃貸及び当該サーバの管理等を行う業務をいう。
- ⑥「**サーバホスティング業務**」とは、事業者側が用意しているサーバ等によりインターネットを通じて通信及び情報サービスに関する業務を行うためのサーバの一部又は全部の賃貸及び当該サーバの管理等を行う業務をいう。
- ⑦「**電子認証業務**」とは、ネットワーク上の個人・法人の本人確認を行う電子認証業務をいう。
- ⑧「**課金・決済代行業務**」とは、ネット決済、電子マネー等、インターネット上での決済に関し、利用者と販売店の仲介を行う業務をいう。
- ⑨「**その他**」とは、インターネットを通じてサービス提供を行う業務であって上記以外の業務をいう。

(8) **収入種類別**の区分は、以下のとおり。

〈インターネット附随サービス業務〉

〈法人からの収入〉

- ①「**広告収入**」とは、ネット広告掲載の対価として得る収入。
- ②「**手数料収入**」とは、サイト上でのオークションに係る取扱手数料、ショッピングに係る販売手数料、出店に係るテナント料及び商品やサービスの売買に伴う決済機能提供に係る決済手数料等による収入。
- ③「**利用料収入**」とは、サイト上で各種システム等を提供することによる利用料収入。
- ④「**その他収入**」とは、上記以外の収入。

〈個人からの収入〉

- ①「**手数料収入**」とは、サイト上でのオークションに係る取扱手数料、ショッピングに係る販売手数料、出店に係るテナント料及び商品やサービスの売買に伴う決済機能提供に係る決済手数料等による収入。
- ②「**利用料収入**」とは、オークション参加費、有料のゲーム配信などサイト上で提供するサービスを利用させることにより得られた収入。
- ③「**その他収入**」とは、上記以外の収入。

(9) **年間営業費用**は、平成 26 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの1年間又は、調査日に最も近い決算日前の1年間の事業所全体の「給与支給総額」、「外注費」、「減価償却費」、「賃借料(「土地・建物」、「機械・装置」)」及び「その他の営業費用」の計(消費税額を含む)。

- ①「**給与支給総額**」は、1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当等で定期的、臨時的に支払われたもの)及び退職金の総額(税込み)。

なお、営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイト等」、「臨時雇用者」の給与、当該事業所で主として「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている者)」の給与を含む。

- ②「**外注費**」は、業務の一部又は全部を委託若しくは下請けなどの形式で外注した場合の費用で、この外注費には本社・支社・営業所間の同一企業内取引も含む。

- ③「**減価償却費**」は、取得価額が 10 万円以上の建物、機械・設備・装置、無形固定資産(ソフトウェア等)などの償却費の額。

- ④**賃借料**は、「土地・建物」又は「機械・装置」を借りて業務を営んでいる場合の1年間の賃借料の額。

ア「**土地・建物**」は、土地・建物を借りて業務を営んでいる場合の、この1年間の賃借料。管理費などの共益費、月極駐車料金も含む。

イ「**機械・装置**」は、電算機やパソコンなどの「情報関連機器」、自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」などの1年間の賃借料の額であり、「情報通信機器」と「その他」に分かれる。

・「**情報通信機器**」は、有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコンなどの賃借料の額。

・「その他」は、自動車などの「輸送用機器」、複写機などの「事務用機器」など、情報通信機器以外の機械・装置の賃借料の額。

⑤「**その他の営業費用**」は、上記①～④以外の営業費用で以下のものである。

商品仕入高、原材料仕入高、買入部品費、広告宣伝費、支払手数料、販売手数料、旅費、交通費、交際費、修繕費、支払保険料、租税公課、寄付金、福利厚生費、諸会費、会議費、通信費、水道光熱費、派遣労務費、ソフトウェア等「土地・建物」及び「機械・装置」以外の賃借料など。

(10) **年間営業用固定資産取得額**は、事業所において平成 26 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの1年間又は、調査日に最も近い決算日前の1年間に取得した有形固定資産（「機械・設備・装置」、「土地」、「建物・その他の有形固定資産」）及び無形固定資産の額（消費税額を含む）。

①「**機械・設備・装置**」は、耐用年数1年以上で取得価額が 10 万円以上の情報通信機器、工具器具、機械、設備、装置、備品などの購入費用。

②「**土地**」は、土地の購入費用及び既存の土地整備に要した費用。

③「**建物・その他の有形固定資産**」は、建物の購入費用、改築・改装費用、給・排水及びガス設備、冷暖房設備などの建物付属設備の購入費用及びその他取得した有形固定資産の購入費用など。

④「**無形固定資産**」は、借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など物的な存在形態を持たない固定資産（法律的权利又は経済的权利）の購入に要した費用。